放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、19都府県の55人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいておりません。3月24日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 19都府県55人

(埼玉県1、千葉県3、東京都5、神奈川県9、新潟県1、富山県3、長野県1、岐阜県3、静岡県2、愛知県3、三重県2、大阪府4、兵庫県6、鳥取県2、広島県2、山口県2、福岡県3、佐賀県1、長崎県2) 数字は人数

※ 予告は平成28年3月24日までに実施済み